

## 目的

障害児及び障害者（以下「障害者等」という。）や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修及び啓発活動を実施することにより、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図る。（障害者総合支援法第77条第1項1号、市町村必須事業）

## 実施主体・対象者

実施主体：市町村 対象者：実施主体管内の地域住民

## 事業内容

### 1 実施内容

実施主体が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深める、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発事業

### 2 実施形式

次のいずれかの形式により事業を実施

- (1) 教室等開催：身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児又は難病等の障害特性等を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。
- (2) 事業所訪問：地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。
- (3) イベント開催：有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。
- (4) 広報活動：障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。
- (5) 身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための取組
  - ・ 具体的事例を通じ、障害者等が日常生活を営む上で感じる心のバリアフリーを知るとともに、そうした場面におけるコミュニケーション手法を学ぶための教材の作成、公開や地域住民に対する研修会の開催を行う。
  - ・ 内部障害等、外見からは障害があることがわかりづらい方が、周囲に支援を求めるために有効となるツール等の周知・頒布を行う。
  - ・ サービス業をはじめとする企業の従業員向けに障害のある方に対する接遇の向上や合理的配慮の推進に資する情報発信・研修等を行う。
- (6) その他形式：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。